令和８年（フ）第７９３号
千葉県松戸市西馬橋４丁目74番地　メゾンドールハマ弐番館102号
債務者　松本　達也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９４号
千葉県松戸市西馬橋４丁目74番地　メゾンドールハマ弐番館102号
債務者　松本　薫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８４３号
千葉県柏市高柳1614番地44
債務者　荒井　俊昭
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市平作６丁目３番７号　ツーエイハイツ101
債務者　山田　綾子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

令和８年（フ）第１９３号
神奈川県平塚市幸町11番27号　シャンブル平塚201号
債務者　満利　飛翔
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第４４３号
神奈川県平塚市諏訪町13番20号　メゾンクォーレⅡ201号
債務者　藤澤　恵子（旧姓田代）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第６３号
秋田県横手市十文字町仁井田字八萩73番地４有料老人ホームいなお、前住所秋田県横手市平城町10番43号　パークハウス平城103号
債務者　澤田石　学
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第６４号
山形県鶴岡市美原町33番４－７号
債務者　齋藤奈美子
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１３４号
茨城県結城市大字結城745番地３　クレメントハウス202
債務者　金山　竜也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第５９３号
栃木県真岡市長田四丁目15番地８　キューブタウン長田Ｃ棟105号、前住所栃木県宇都宮市清原台４丁目11番３号　メープルハイツ101（前々住所）北海道函館市上湯川町６番59―104号
債務者　福井　準昌
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６３６号
栃木県宇都宮市鶴田町3363番地58　アルバータ・ベル103
債務者　石垣奈保子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第６４８号
栃木県宇都宮市下栗町2952番地１　グレイスフルＴ・Ｋ101
債務者　石生田裕介
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７０７号
川崎市多摩区南生田６丁目８番11号　第２Ｍ寿　101
債務者　成田美代子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６６号
川崎市高津区千年101番地　吉田ハイツ　201
債務者　伏見　隆幸
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６８号
川崎市麻生区栗木台５丁目16番３号　栗木台ハイム　３―101
債務者　飯田　宗雄
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７６９号
川崎市麻生区栗木台５丁目16番３号　栗木台ハイム　３―101
債務者　飯田美栄子
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係